

制 定 令和5年4月20日

最終改定 令和8年3月31日

京都市建築物火災安全改修モデル事業補助金交付要綱

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 補助事業の要件（第6条～第8条）
- 第3章 交付の申請等（第9条～第19条）
- 第4章 雑則（第20条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、構造上火災時のリスクが高い既存建築物の火災安全改修を早急に進めるため、技術面及び事業プロセス面での知見の蓄積に資するモデルとなる事業に要する費用に対する補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 火災安全改修 二方向避難の確保又は避難経路の防火・防煙対策が不十分であることにより、火災時に多数の者に危険が及ぶおそれのある既存建築物について、火災に対して避難上安全な構造とするために行う改修であって、直通階段等の竪穴部分の防火・防煙区画化、直通階段と一定離隔した室等の退避区画化（開口部、避難設備の設置等を含む。以下同じ。）、直通階段の増設又は避難上有効なバルコニーの設置をいう。
- (2) 火災安全改修ガイドライン 「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン」（令和6年4月2日付け国住指第1号別紙）をいう。
- (3) 建築物の火災安全改修に関するモデル事業 技術面又は事業プロセス面で工夫が必要な火災安全改修に関して、効率的な実施に必要な技術や知見の蓄積に資するモデル的な取組を行う事業をいう。
- (4) 補助事業 条例第12条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けて行う当該通知に係る事業のことをいう。
- (5) 公的機関 災害対策基本法第2条第3号の指定行政機関及び同条第4号の指定地方行政機関並びに地方自治法第1条の3第1項の地方公共団体をいう。
- (6) 補助対象費用 本補助金の交付の対象となる費用をいう。

(関係者の責務)

第3条 本補助金の交付を受けた者は、事業の実施により得られた成果、知見等を国及び本市に報告するとともに、国及び本市による成果、知見等の収集、評価、検証、普及啓発等に際して、資料の提供及び見学会の実施等の協力を行わなければならない。

2 補助対象建築物に共有者又は賃借人がある場合は、当該共有者又は賃借人に対し火災安全改修ガイドラインの周知を図らなければならない。

(補助対象建築物)

第4条 補助対象建築物は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 二方向避難の確保又は避難経路の防火・防煙対策が不十分であることにより、火災時に多数の者に危険が及ぶおそれのある既存建築物であること。
- (2) 住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満である、階数が3以上の建築物であること。
- (3) 本市の区域内に存する建築物であること。
- (4) 建築基準法第6条第1項の確認済証及び同法第7条第5項の検査済証の交付を受けた建築物であること。ただし、補助対象建築物が同法第6条第1項に定める建築基準法令の規定に違反していないことが証明できる場合その他市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
- (5) 建築基準法第12条第1項及び第3項の規定に基づく定期報告の対象建築物においては、定期報告の提出があること。
- (6) 本補助金のほかに、補助対象費用に対して、公的機関から、直接又は間接に、同種類別の補助金その他の金銭的給付の交付を受けていない建築物であること。ただし、補助金等の重複受給に当たらないと市長が認めるときは、この限りでない。

(補助事業者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象建築物の所有者又は管理者で所有者の同意を得ている者で、補助事業を実施する者とする。

2 補助対象建築物が信託法第2条第3項に基づく信託財産である場合は、前項の規定に関わらず、補助事業者は、信託法第2条第5項に基づく受託者で、補助事業を実施する者とする。

第2章 補助事業の要件

(補助事業の要件)

第6条 補助事業は、次のいずれかの要件に該当する火災安全改修に関するモデル的な取組であり、改修の結果、直通階段又は当該改修を行った階が避難上安全な構造となるものでなければならない。

- (1) 建築物の構造等を踏まえ、改修方法に技術的な工夫が必要な火災安全改修
- (2) 建築物の利用状況等を踏まえ、事業プロセスの工夫が必要な火災安全改修

2 建築物の火災安全改修のための計画は、補助対象建築物が建築士法第3条第1項に掲げる建築物である場合は一級建築士が、同法第3条の2第1項に掲げる建築物である場合は一級建築士又は二級建築士が作成しなければならない。

(補助対象費用)

第7条 補助対象費用は、次に掲げる費用を合算した額とする。

- (1) 建築物の火災安全改修のための計画の策定に要する費用
- (2) 建築物の火災安全改修に関する調査設計計画に要する費用
- (3) 次に掲げる建築物の火災安全改修工事に要する費用
 - ア 直通階段等の竪穴部分の防火・防煙区画化に要する費用
 - イ 直通階段と一定離隔した室等の退避区画化(開口部、避難設備の設置等を含む。)に要する費用
 - ウ 直通階段の増設又は避難上有効なバルコニーの設置に要する費用
- (4) 事業の実施により得られた効果及び知見に係る報告書作成に要する費用

(補助金の額)

第8条 本補助金の額は、補助対象費用の額とする。ただし、その額が2,000万円を超える場合は、2,000万円とする。

- 2 前項の規定に基づき算出した本補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を交付しないものとする。
- 3 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象費用に含めない。

第3章 交付の申請等

(交付の申請)

第9条 条例第9条の規定による申請は、交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出の必要がないと認める書類については、この限りでない。

- (1) 補助対象建築物の位置図、補助事業に係る箇所を明記した配置図、平面図、立面図及び断面図
- (2) 補助対象建築物の外観写真
- (3) 計画の工夫の方向性、スケジュール及び補助金申請額等を記載した提案書
- (4) 補助対象建築物の登記事項証明書(交付申請書の提出時において3箇月以内に証明されたものに限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、次に掲げる事項を審査し、予算の範囲内で、事業実施により取得が期待できる知見の火災安全改修促進への有効性が高いものに、本補助金の交付及び交付予定額を決定(以下「交付決定」という。)する。

- (1) 対象建築物が第4条の規定に適合していること。
 - (2) 補助対象希望者が第5条の規定に適合していること。
 - (3) 事業内容が、火災安全改修の効率的な実施に必要な技術や知見の蓄積に資するモデル的な取組であること。
 - (4) 条例第10条の交付決定後に補助事業に着手するものであること。
- 2 市長は、前項の要件に適合しないことを確認したとき、若しくは、事業実施により取得が期待できる知見について、火災安全改修促進への有効性が低いと判断した場合にあっては、本補助金を交付しないことを決定する。

(決定の通知)

第11条 市長は、募集期間の末日から20日以内に、前条の決定について補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の履行)

第12条 補助事業は、交付決定の通知を受けた日以後でなければ着手してはならない。

- 2 補助事業は、原則として交付決定を受けた年度内に完了(工事請負代金等の支払いを含む。以下同じ。)させるものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(変更又は中止等の承認)

第13条 補助事業者は、交付決定後、補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業の中止若しくは廃止を行うときは、速やかに市長と変更内容又は中止若しくは廃止について協議しなければならない。

- 2 条例第11条第1項第1号の規定による補助事業の内容又は経費の配分の変更に係る市長の承認の申請は、変更承認申請書(第2号様式)に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 変更内容に関する書類
- (2) 本補助金の交付決定通知書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 3 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、以下に掲げるものとする。

- (1) 本補助金の交付予定額に変更を生じない経費の配分の変更
- (2) 補助事業の予定期間の変更(交付の決定を受けた年度を超えて延長する場合を除く。)
- (3) 事業内容の変更で、本補助金の交付予定額に変更を生じないもの(火災安全改修の効率的な実施に必要な技術や知見の蓄積に資するモデル的な取組の根拠となる部分を除く。)
- (4) 補助事業者の住所又は連絡先の変更
- (5) その他市長が認めるもの

- 4 条例第11条第1項第2号の規定による補助事業の中止又は廃止に係る市長の承認の申請は、中止・廃止承認申請書(第3号様式)に、次に掲げる書類を添えて行わなければ

ならない。

(1) 本補助金の交付決定通知書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

5 市長は、補助事業者から第2項又は前項の規定による申請があった場合において、当該申請等の内容を認めるときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(中間結果の報告)

第14条 補助事業者は、火災安全改修工事に着手する2週間前までに、中間結果報告書(第4号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 火災安全改修計画書(事業の工程表を含む。)

(2) 第6条第1項の区分に応じ、実施する工夫を説明する書類

(3) 火災安全改修工事に要する費用について、複数の事業者が作成した見積書の写し

2 市長は、前項の規定により提出された中間結果報告書の内容が、本補助金交付の決定の際に付した条件に従って遂行されたものでないと認めるときは、条例第17条による補助事業等の遂行の命令を行う。

(完了実績の報告)

第15条 条例第18条の規定による報告は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止について、市長の承認を受けたときを含む。)は、完了実績報告書(第5号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、市長が提出の必要がないと認める書類については、この限りでない。

(1) 事業の工程表(実績)

(2) 第6条第1項の区分に応じ、実施した工夫を説明する書類

(3) 火災安全改修に関して実施した調査の報告書

(4) 火災安全改修工事が適正に完了したことを証する適合確認書(第6号様式)及び工事の実施状況を示す写真(箇所ごとに工事前、工事中及び工事後の状況がわかるもの)

(5) 補助事業に係る契約書等の写し

(6) 経費の内訳書(第7号様式)

(7) 補助対象費用を支出したことを証する領収証の写し

(8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第16条 本補助金の請求は、条例第19条の規定による通知を受けた日から30日以内に、請求書(第8号様式)により行わなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者は、本補助金の交付を受けて火災安全改修を実施した補助対象建築物については、補助事業完了後10年間以内に市長の承認なく譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。ただし、補助事業者が交付を受けた本補助金の

全部に相当する金額を本市に納入した場合は、この限りでない。

2 前項に規定する市長の承認の申請は、処分承認申請書（第9号様式）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 本補助金の交付額決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、補助事業者から前項の規定による申請があった場合において、本補助金の全部に相当する金額を本市に納入することを条件に、当該申請等の内容を認めるものとする。

4 市長は、前項の規定により、当該申請等の内容を認めるときは、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第18条 市長は、次のいずれかに掲げる事情が生じたときは、本補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。

- (1) 条例及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定を受けた補助事業者が、補助事業を実施しなかったとき。
- (3) この要綱に定める補助要件を欠くに至ったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、本補助金を交付することが適当でなくなったと市長が認めたとき。

（報告の徴収）

第19条 市長は、補助事業の実施状況等の確認に必要な限度において、補助事業者に対し、当該補助事業の実施状況等を報告させることができる。

第4章 雑則

（委任）

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画局建築指導部長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月20日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年3月31日から施行する。